鳥取市行政財産使用料条例(昭和51年条例第5号)新旧対照表 第1条関係

局取印11 政府 医使用样采例(咱和 5 1 中采例第 5 方)利印对原农 第 1 采舆床						
改正後			改正前			
○鳥取市行政財産使用料条例			○鳥取市行政財産使用料条例			
昭和51年4月1日					昭和51年4月1日	
	鳥取市条例第5号				鳥取市条例第5号	
第1条 ~ 第7条	第1条 ~ 第7条(略)			(略)		
別表第1(第2条関係	別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
使用の区分	単位	使用料	使用の区分	単位	使用料	
電気事業、電気通信	1年につき	電気通信事業法施行令(昭和60年政	電気事業、電気通信	1年につき	電気通信事業法施行令(昭和60年政	
事業のため土地を使		令第75号)別表第1に掲げる額	事業のため土地を使		令第75号)別表第1に掲げる額	
用させる場合			用させる場合			
上記以外の土地を使		使用させる土地の相続税課税標準価格	上記以外の土地を使		使用させる土地の相続税課税標準価格	
用させる場合(自動		に100分の4を乗じて得た額	用させる場合(自動		に100分の4を乗じて得た額	
販売機を設置させる			販売機を設置させる			
場合を除く。)			場合を除く。)			
建物を使用させる場	1年につき	次に掲げる額の合計額	建物を使用させる場	1年につき	次に掲げる額の合計額	
合(建物に太陽光発		(1) 使用させる建物の価格に1	合(建物に太陽光発		(1) 使用させる建物の価格に1	
電設備を設置させる		00分の8を乗じて得た額	電設備を設置させる		00分の8を乗じて得た額	
場合、自動販売機を		(2) 使用させる建物の敷地の相	場合、自動販売機を		(2) 使用させる建物の敷地の相	
設置させる場合及び		続税課税標準価格に100分の4	設置させる場合及び		続税課税標準価格に100分の4	
別表第2に掲げる場		を乗じて得た額(使用させる建物	別表第2に掲げる場		を乗じて得た額(使用させる建物	
合を除く。)		の敷地が借地の場合は、借地料に	合を除く。)		の敷地が借地の場合は、借地料に	
		相当する額)			相当する額)	

建物に太陽光発電設		次の式により計算して得た額
備を設置させる場合		調達価格×太陽電池容量の合計(キ
		ロワット) × 1,000×使用料係数
自動販売機を設置さ	1台1年に	売上高に100分の10を乗じて得た
せる場合	つき	額

備考

- 1 使用させる建物の価格は、推定再建築費、耐用年数及び経過年数に より決定する。
- 2 「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附 属設備をいう。
- 3 「調達価格」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第1項に 規定する調達価格のうち、使用者に適用されるものをいう。
- 4 「太陽電池容量の合計」とは、使用者が設置する太陽光発電設備に係る太陽電池容量(日本工業規格C8952に規定するものをいう。) の合計をいう。
- 5 「使用料係数」とは、太陽光発電設備の設置に係る建物の使用者の 公募において、使用者となった者が提示した値をいう。
- 6 「売上高」とは、使用の許可に係る期間において当該許可に係る自動販売機により販売して得た対価の額の総額をいう。
- 7 行政財産(電気事業、電気通信事業のため土地を使用させる場合及び自動販売機を設置させる場合を除く。)を年又は月の中途において使用させ、又は使用させなくなったときの使用料の額は、それぞれ月割り又は日割りにより算出して決定する。

建物に太陽光発電設		次の式により計算して得た額
備を設置させる場合		調達価格×太陽電池容量の合計(キ
		ロワット) × 1,000×使用料係数
自動販売機を設置さ	1台1年に	売上高に100分の10を乗じて得た
せる場合	つき	額

備考

- 1 使用させる建物の価格は、推定再建築費、耐用年数及び経過年数により決定する。
- 2 「太陽光発電設備」とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附 属設備をいう。
- 3 「調達価格」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第1項に 規定する調達価格のうち、使用者に適用されるものをいう。
- 4 「太陽電池容量の合計」とは、使用者が設置する太陽光発電設備に 係る太陽電池容量(日本工業規格C8952に規定するものをいう。) の合計をいう。
- 5 「使用料係数」とは、太陽光発電設備の設置に係る建物の使用者の 公募において、使用者となった者が提示した値をいう。
- 6 「売上高」とは、使用の許可に係る期間において当該許可に係る自動販売機により販売して得た対価の額の総額をいう。
- 7 行政財産(電気事業、電気通信事業のため土地を使用させる場合及 び自動販売機を設置させる場合を除く。)を年又は月の中途において 使用させ、又は使用させなくなったときの使用料の額は、それぞれ月 割り又は日割りにより算出して決定する。

8 消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第2(第2条関係) (略)

8 消費税及び地方消費税を非課税とされるもの以外のものに係る使用料は、この表の規定により計算して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第2(第2条関係)(略)